

新規就農者組合

あぐりねつとみやしろ設立

去る10月14日に『あぐりねつとみやしろ』の設立総会がJA南彩宮代支店で開催されました。

この組合は、自らの意志で新たに農業を生業として営むことを選択し、宮代町内で就農を果たした新規就農者で組織され、会員8名で発足しました。

設立総会では、庄司博光町長から「皆さん、日々努力され、農業に対する熱い情熱で果敢にチャレンジされてきた。これまでに培ってきた経験を、ぜひ、宮代の農業のために活かして欲しい」との激励の言葉をいただきました。



平成22年10月14日 設立総会

また、代表となつた富田紘さんは、「会員相互に栽培技術の研鑽はもちろのこと、自助・互助・公助の精神で農業経営の安定を目指し、「農」のあるまちづくりに貢献したい」と力強く抱負を語っていました。

町議会議員と農業委員との意見交換会

10月25日、宮代町議会議員との意見交換会を行いました。

テーマとして、『遊休農地対策』『新しい村について』及び『町の特産品開発について』等、活発な意見交換会となりました。



農地法 まめ知識



▲農地法第3条届出

Q 父が亡くなつて、父所有の農地を私が相続することになりました。このような場合、申請とか届出は必要なのでしょうか？

A 相続によって、農地の権利（この場合ですと「所有権」）を取得する

場合には、農地法の許可を受ける必要があります。（農地法第3条第1項第12号）

しかし、そのことを農業委員会に届出をしなければなりません。是非、農業委員会までお越しください。

編集後記



農業者の公的代表である農業委員会組織としての情報の受信活動が重要になつています。今日、農業委員会と農業者の活動等が重要になつております。また、農業者への農政情報の普及、提案及び要望などの確な把握、発信等情報の受発信向上させる必要があります。このため、地域の農業者等に対する農業委員会情報提供活動として農業委員会だよりを発行することになりました。